運営規程及び重要事項説明書のひな型の記載事項の変更について

次のとおり運営規程及び重要事項説明書のひな型の記載事項を変更しましたので、運営規程等の見直しに際して、参考としていただきますようお願いします。（本内容について、直ちに運営規程等の見直しを求めるものではありません。運営規程等の内容全般の改正を行う際に、見直しの参考としてください。）

１　運営規程

(1) 「（提供する教育・保育の内容）」の記載

「盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和６年３月27日条例第15号）」の制定により、記載を変更しました。

　　　なお、次の条例は廃止となりました。

|  |
| --- |
| ・盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）  ・盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第33号）  ・盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第34号）  ・盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成26年条例第35号） |

　(2) 「（虐待の防止のための措置）」の記載

　　　「盛岡市こども家庭センター」の創設に伴い、「盛岡市子ども家庭総合支援センター」から「盛岡市こども家庭センター（おやこ支援担当）」に改めています。

２　重要事項説明書

　　　内容自体の変更はございませんが、「電磁的記録」について、参考として追記いたしました。